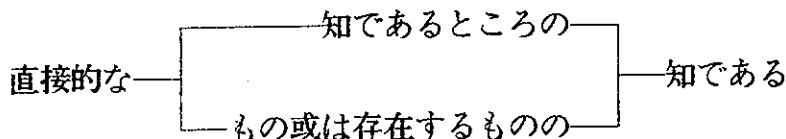


1 感覚的確信、或はこのもと私念

(79)

- 1 「意識経験の学」を目指すところの「我々」にとっての最初の直接的な問題であるところの知は



そして、これに対するには 「直接的な／受け取る」態度でなければならぬ

||

捕捉すること：概念的理解を遠ざけた

2 感覚的確信の要件

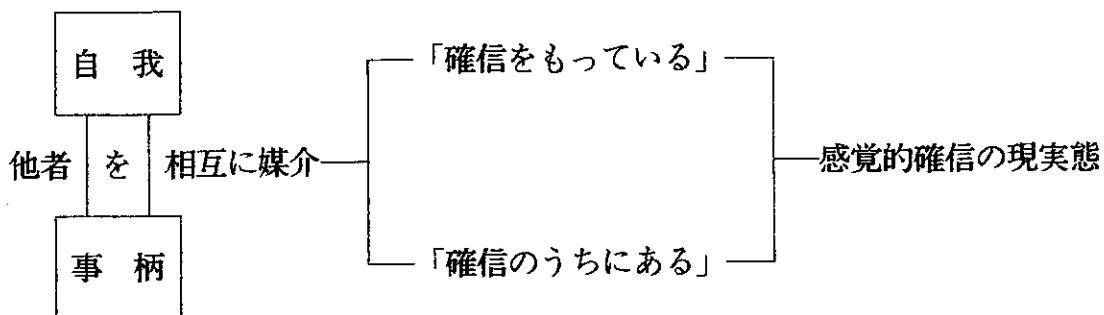
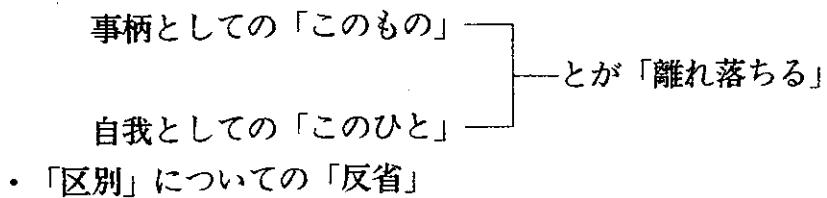
- ・その内容の領域は時間と空間である
- ・内容の具体性（一見したところの）
 - もっとも豊かな・無限に豊富な内容を持つ認識
 - 内容の「そとに出で行く／一片の内にはいって行く」場合の限界のなき
 - もっとも真実な確信：対象からの直接性
 - 「対象をあますところなく完全な姿で己の前にもっている」
- ・感覚的確信の心理の抽象性、貧弱な真理（実際に於ける）
 - その「知」が言明するのは「それが存在する（有る）」ということのみ

感覚的確信の真理＝事柄の存在（対象）＝「このもの」
 感覚的確信の意識＝純粹な自我（私）＝「このひと」

- ・感覚的確信は「単純な直接態」であり、「純粹な関係」である (80)
 「即ち意識は自我であり、これ以上のなにものでもなく純粹なこのひとであり、
 そして個別的なひとが純粹な「このもの」を、言いかえると、個別的なもの
 を知っているのである」
- ・感覚的確信の個別性

3 現実的な感覚的確信

- ・「純粹存在」周辺の戯れ：「純粹な直接態（無媒介態）」からの離脱
- ・「直接態の実例」＝「区別」



[一 この確信の対象]

4 感覚的確信に於ける「区別」

- ・「我々」が規定する区別の形式
本質／実例・無媒介態／媒介態
- ・感覚的確信に於て見出される、あるがままの形式

対象 : 単純な無媒介に存在するもの——本質的

知—自我 : 他者を介してある媒介されたもの——非本質的

- ・この形式に於ける「対象」の先行性

(81)

5 感覚的確信の考察の位相

本質的実在であるとされた「対象の概念」は考察されるべきである
(しかし)

そのために「考え方（反省）」ことがあってはならず、

「感覚的確信が具えているがままの姿において、対象を考察するにとどめなくてはならない。」

□対象の概念—対象の概念は、(71)ページに於て二重の意味を提示されているが、
ここでは「知としての概念」の意味である。

6 感覚的確信に於る真理

- ・「このもの」の「存在の二重の形態」

今 - 時間 -

直接的な問い合わせの形式 - 「今（此處）とはなんであるか」

此處 - 空間 -

- ・感覚的確信の真理の検討（方法）

直接的な問い合わせによる応答の記述

「今とはなんであるか」 ————— 「今は夜である」

その場限りの真理：昼には気の抜けたものになってしまう

7 感覚的確信の真理の検討（「今」の記述による分析）

- ・「今は夜である」という記述による「夜であるところの今」の保存

(=今が「存在するもの」として取り扱われることを意味する)

しかし、それは真昼には気の抜けた真理となってしまうことから、今は存在しないものであることが分かる。

にもかかわらず、今は持続する

(82)

∴ 今の持続に於て持続するものは否定的なもの一般としてであり、持続する今は他の今の非在の媒介により、他の今の実例を閲知することのない単純なものとして規定される今である。

(今の普遍性 = 「感覚的確信にとっての真なるもの」)

8 感覚的なものの言い表し（普遍的なものとしての言表）

- ・「我々はこの感覚的確信において私念している通りには言わない」

= 私念している感覚的存在の言表不能性：言葉による私念への反駁

9 「このもの」のいまひとつの形式たる「此處」についての事態の同一性

「媒介された単純態ないし普遍態を示す」

10 感覚的確信における対象の真理

この確信の本質：純粹な存在の持続～この存在は否定と媒介を本質とする

純粹な普遍態、抽象と規定される存在

11 経験としての感覚的確信 (83)

・知と対象との関係（関係の反転）

対象の普遍性：この確信の本質である単純な直接性「このもの」からの脱却

| ~感覚的確信にとってはもはや非本質的

知（自我）：「確信の真理は対象の内にあっても、この「対象」は私の対象としての対象であり、言いかえると、確信は私念（このひと）のうちにあり、対象は自我がこれについて知るから存在するのである。」~本質的

[二 この確信の主観]

12 感覚的確信の真理の私（自我）への移行

・今と此処についての私念の消失を阻止する「私」

~見ること、聞くこと等の直接態

・前項と同様の弁証法（関係）

私は「樹があるところが此処である」という――「一方の真理は他方の真

他の私は「此処は樹ではなく家である」という――理に於て消え失せる」

13 感覚的確信に於る私（自我）の真理

・普遍的なものとしての私（自我）

この場合の「見ること」は樹や家という特定の対象を（自体として）見るのではなく、やはりそれらの否定に媒介されている単純な見ることの内に留まっている。

・個別的な私（自我）の言表不能性

言い現すことが常に普遍的なものを齎すように、個別的な「このひと」について言うことはすべての個別的な「このひと」のことになってしまう。

~この私念を個別性に留めたまま言い現すことは不可能である (84)

[三 主客関係としての確信]

14 感覚的確信の本質

・この確信の本質はそれ自身の全体である

15 純粹な直接態の真理

- ・ただひとつの直接的な関係への固執
 - ～「本質と非本質の区別を設けない」
 - 「いかなる区別も侵入できない自己自同制を保つ関係としての持続」 (85)

16 純粹な直接態の真理の指示

17 指示による存在の開示

- ・「今」の真理

今の指示は存在の今を捉えることはできない、それは指示された時には既に過去に埋没した「存在した」ものであり、指示された存在は「存在する」ことを停止している。今の指示によって存在したものは本質を奪われている。

18 指示の運動

- ・「今」の指示の運動の過程
 - ① 私は今を指示する：指示による最初の真理の取り消し
 - ② 今の取り消しの指示：第2の真理の主張
 - ③ 今の否定の否定：第2の真理の取り消し～最初の真理への還帰
- ・「今」の指示の運動の意味～今の普遍性の経験 (86)

この指示の運動は円環を成しているが、その運動の過程で浮かび上がって来るのは「他の存在のうちにおいても已たることにとどまるところの単純なものであり、即ちひとつの今でありながら絶対に多くの今であるところの今である」
～「集合された今の数多性」

19 場所（此処）に於る指示の運動

〔四 総 括〕

20 結論と批判 /

- ・感覚的確信の歴史性 (87)

21 結論と批判 2

- ・言葉と物：感覚的確信の絶対的個別性に留まろうとする限り、言葉は指示の不能を露呈する。
～「私念せられるところの感覚的な「このもの」は自体的に普遍的なも

「である意識に所属せる言葉にとっては到達できぬもの」である
・語るということ（私念の口を塞ぐ本性）

指摘による語りへの支援は感覚的確信の真理の経験を齎す

普遍的なものであることの意味の確認

直接的なものを知ることから、真に捉える（知覚する）ことへの移行